

平成24年度 第3回 錦江町行政改革推進委員会会議録

平成25年3月16日(土) 午後3時00分
錦江町役場2階庁議室

事務局	<p>それでは、みなさんご苦労様です。</p> <p>それでは、ただ今から平成24年度第3回行政改革推進委員会を開催いたします。本日はD委員が仕事の都合で出席できないとの連絡を受けております。あと、H委員があと5分くらいしたら到着するというような連絡が入っております。それでは会次第に従いまして進めさせていただきます。</p>
町長	<p>行政改革推進本部長町長あいさつをお願いします。</p> <p>皆さんこんにちは。年度末のお忙しい時期の開催にもかかわらずご出席くださいましてありがとうございます。</p> <p>さて、3回目となります行政改革推進委員会ですが、本日はこれまでのご議論やご意見を基に行革大綱案と民営化ガイドライン案を再度策定いたしました。私も新年度からの町政運営にあたりましてこれらの指針にそって実行していくことを3月8日に開会しました町議会でも所信を述べたところがあります。新年度の予算は、現在町議会において審議中でございますが、平成25年度は、防災無線の更新等やグラウンドゴルフ場の整備等、大型事業を予定しております。今後も健全財政を維持しながら町政の発展活性化に努めてまいりたいと考えております。</p>
事務局	<p>本日もご検討ご議論のほどよろしく願いいたします。簡単ではございますが私のご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは協議に入ります前に、本日の資料の訂正がございます。誠に申し訳ございません。まず、会次第の表題が平成25年度となっておりますが、誠に申し訳ありません。これは平成24年度の誤りです。もうちょっと早く気付くべきだったんですけど、申し訳ございません。</p> <p>それと先に送付しておりました資料のうち行革大綱(案)と行革大綱新旧対照表とガイドライン新旧対照表の差し替えを先ほどお配りしましたので差し替えをよろしく願いいたします。文章の訂正や変更部分をカラーにして見やすくしたものでございます。</p> <p>それからガイドライン答申案の裏面の付帯意見の5の部分「利用上検討」とありますが、「利用条件等」の誤りでございます。申し訳ございませんが訂正等確認をお願いいたします。</p>
会長 事務局	<p>それでは進行のほうを萩野会長よろしく願いいたします。</p> <p>最後の答申の訂正皆さん追いついていなかったと思います。もう一度。</p> <p>資料の一番最後についております1枚紙です。その裏面のところに5項目書いてありますが、5番目のところ1行目、「行政が運営していた時には幅を持たせていた利用上検討」と書いてございますが、これは「利用条件等」の誤りでした。申し訳ありません。</p>

会長

では、議事のほうに入りたいと思います。皆さんこんにちは。週末にもかかわらずお集まりいただきありがとうございます。本日は、前回検討かなり大きなところを含めて、当委員会で様々な修正を出したところ事務局がとりまとめをしていただき、かなり苦勞した感じもしますけども、目を通した限りはこないだの意見、かなり反映されてるなと思っております。それを検討しながら年度末でございますので、答申まで行ければと思っております。ご協力よろしく願いいたします。最初に行政改革大綱案及び民営化ガイドライン案の修正について事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局

それでは、私のほうで説明させていただきます。まず、行政改革大綱案からご説明いたしますが、資料はちょっと字が小さいですが、先ほどお配りしました差し替え分の新旧対照表こちらのほうでご説明させていただきます。行政改革大綱案の修正につきましては、主に第1回行政改革委員会で議論していただきました内容を反映させたものでございます。第2回の折にイメージ的にはこういうふうな枠組みになりますよということでお出ししておりましたがそれを実際に修正した分がご覧の表の左側の「新」という部分でございます。

1 ページについては、「第1章基本方針」として書いておりましたがここについては変更ございません。

1 枚めくっていただきまして2 ページ目をご覧下さい。左側の新の赤い字で印字されたものが今回変更したものでございます。まず、基本方針としまして、「(1) 住民サービス向上に向けた取り組み」ということで書いております。以前お出したものの中にはこれは入っていなかったわけですが、民営化のことで地域の支援の部分で住民サービス向上に向けて取り組みだよと第1項目目に持ってきたものでございます。

(2) の「透明迅速な行政運営」については、前回と変わっておりませんが、職員の適正化計画でありますとか研修、人事評価等をこの2番の項目に入れたところでありまして、そのほかの部分については、変更ございません。

次にその下の3 ページでございますが、今申し上げました通り項目の変更としまして、「住民サービスの向上に向けた取り組み」ということで表題を変更しております。内容につきましては、民間委託の推進をその項目の中に入れたところがございます。

1 枚めくっていただきまして4 ページのほうをご覧ください。4 ページの新の項目の(2) といたしまして「地域支援体制の充実」という項目を設けております。これは前回お出した分には無かった防災体制の強化と自治会統合に向けた支援ということを追加で項目に挙げてあります。地域担当職員制度或いは、地域づくり計画というのは前回お出したものの中にもありました項目でございます。

次に5 ページ目をご覧いただきたいんですが、5 ページ目につきましては、「2 透明迅速な行政運営」といたしまして、組織体制の整備と職員の整備、入札制度の改革ということを書いてあります。これは前回までのやつでは、

組織体制と職員の項目をひとまとめに書いておったところなんです、これを分けまして組織体制の整備のところは組織体制の見直しと共同機関設置の推進、職員の部分につきましては適正化計画の見直し、研修計画の策定、人事評価制度の導入というようなところで2項目に分割したところがございます。

1枚めくっていただきまして6ページ目でございます。前のページの5ページから6ページにわたりましては、「持続可能な財政運営の堅持」という項目で、内容的には変えておりません。ただ、以前お出しした分には地域支援体制の充実ということで、地域担当職員制度の充実というものと地域づくり計画の策定というのをに入れておりましたが、それぞれ別項目のところに振り分けたためにここは削除した部分でございます。

いま新旧対照表でご説明いたしました部分が行革大綱案、先ほどお配りしました差し替え分の資料の分でございます。会長、ガイドラインのほうも説明を。

会長
事務局

では、民営化ガイドラインの説明も。

それでは、ガイドライン案の説明をいたしますが、こちら先ほどお配りしました新旧対照表、黒と赤字の2色刷りの資料を使いましてご説明させていただきます。こちらのほうは第1回、第2回委員会の議論を踏まえまして変更したものでございます。赤字の左側の新のところが赤で記載してあるところが変更した部分でございます。

まず、前回お出ししたものにはなかった「趣旨」というものを入れまして、この趣旨の部分で本ガイドラインの対象を明確化しております。ガイドラインの対象となるものとしまして、町が直営で行っている事業を対象とすると、そのうち、町内において企業もしくは団体が同様な事業を展開している事業、あるいは、専門的な技術を必要とするもの、これらの事業をガイドラインの対象として今後検討していくと。このガイドラインですが、総合振興計画ですとか、先ほどご説明しました行革大綱が変更になればこちら当然見直すこととしますという内容を書いてあります。

それと「期間」ということでガイドラインの期間をこれまでは書いておりませんでしたが、行革大綱にあわせまして25年度から29年度の5か年間とするということを追記しております。

1枚めくっていただきまして、2ページ目、3ページ目のほうは変更ございません。2ページの真ん中どころに、ますます厳しい運営を迫られることとなります、と「を」を入れております。前回「が」で出していましたが「を」のほうがしっくりくるだろうということで、ここは1文字修正してあります。

次に1枚めくっていただきまして4ページをご覧ください。4ページ目につきましては、民営化の方針といたしまして、(1)番の「民営化の方針」なんです、前回お出ししたものでは、とにかく民間ができるものについては、積極的に推進しますということで書いておりましたが、行革委員会の意見でなんでもかんでも民営化すれば良いというものではないだろうという議論がご

ございました。そこで、赤字のように訂正したわけですが、慎重に検討する、総合的に見地から慎重に検討するということで表記を変えてございます。

5 ページ目のところですが、「民営化の実施基準」といたしまして、サービス水準がそのまま維持されるものをということで前回まで出しておったんですが、サービスの水準が民営化することで向上、または、維持されるものを検討していきたいというふうに変えております。

それと「(3) 住民等への説明・協議」ということで書いておりますが、これは前回までは巻末のほうに関係機関への説明協議ということで書いておりました。しかし、方針の前提といたしまして住民の皆さまにまず説明するのが先であろうといえますか、当然実施基準の一番大事なところでありますので、項目をこちらのほうに引き上げまして、住民のご理解を頂くというところを書いております。

それとその下のところですが、本町における民営化の進め方といたしまして、民営化の手順のところ①の次に②と③を新しく入れております。これは、前回お出したものでは、本行革委員会の意見を反映させられないのではないかというご意見もございましたので、手順といたしまして、民営化を検討する事業については、当然このガイドラインの指針に従うわけですが、行革大綱の実施項目にまず挙げますと、いうことを書いております。③のところ民営化にあたっては個別に実施計画を作成し、その実施計画については、積極的に情報を公開するとともに、利用者の皆さまのご理解とご協力を頂きながら進める、という2項目を追加しております。現在お出ししております行革大綱のほうにも、錦江園の民営化が入っております。今後、民営化を検討する場合にも、行革大綱のほうをまず変更して記入してから進めていくと、そういったことで行革委員の皆様のご意見を十分お聞きしながら進められるのではないかとということで、項目を追加したところでございます。

それと1枚めくっていただきまして6 ページの一番最後のところですが、これにつきましては、前回の委員会の折に民営化については、事業の性格によって、いろいろ細かいところが変わってくるので、そういった事業の性格によって、検討の方向が異なるだろうというご意見を頂きましたので、赤の部分を追記した部分でございます。条件整備はそれぞれの事業の性格により異なるため、個別の実施計画において詳細に検討しますという部分を追記したところでございます。

今変更した箇所だけ申し上げましたがこの新の部分をまとめたところが郵送で配布しておりました公共施設民営化ガイドライン案の内容でございます。本日は、差し替えが多くて非常に申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

会長

全体的に見ますと、行革の大綱のほうは住民サービスというものに対する実施事項というふうにあげたということを反映していただいているようでございます。入れ替えのところ赤がついたりしておりますけど、全体的には

意見が反映されているのではないかと思います。

それから前回特に民営化のガイドラインについて意見がたくさんいただいたんですけど、その時に委員の皆さまからなんでも民営化という形になっても困るのではないかとということで組織的にまず基本的なところで民営化の方針を固めるときに住民等への説明を前提にするということで、3 に挙げたというところが一番大きな変更だったかと思います。

それから当委員会がある程度民営化に関しても判断できると、行革の中で民営化を考えていただきたいというところを明確にするために下のほう4のところの民営化の進め方の中に行革大綱というものをに入れてくれということと言った経緯が反映されていると思います。

それから実施計画はそれぞれ事業が違うので、条件整備は個別に行うというのを最後に付けたということになります。

全体的に皆さん目を通されていると思いますので、事務局は大変かもしれませんが、どこからでも構いませんから、ご意見いただければと思います。Fさん、ご意見がありますか。

F 委員 読ませていただいて、この前意見等が出たのが反映されているんじゃないかなと思うところでした。

会長 順番に行きましょうか。Gさん。

G 委員 ちょっとよくわからない部分があったりするんですけど、やっぱり住民サービスというのが一番なんだろうということで思うところでありましたけれども、そこら辺をどういった形で持つて行くのかなと、自分なりに考えたりしたんですけども。皆さんのいろんな意見をお聞きしてからと思います。

会長 Hさん。

H 委員 今日は、遅くなりまして申し訳ありませんでした。皆さんと同じように前回分のことが本当に事務局の方、お疲れ様でした。いろいろ意見を取り入れていただけているのかなと思います。その中でやっぱり、住民サービスであったり、またその行政だったり、立場のあり方であったりそれでまた私たち住民も考えないといけないというところがこの内容で考える機会になるのかなと思うところです。

会長 Iさん。

I 委員 今回のこの委員会だけで終わるのではなくて、これからの運営について私たち見届けるといえるか、折につけ注意して携わって行けたらと思います。これで終わりじゃなくて、ずっと最後までこれ5か年間の計画ですけれども最後の29年度まで達成できるかどうかというところまで、きちんと見届けていきたいなと思います。

会長 ちなみに委員の任期は、3月で終わるの。

事務局 いえ。2年間お願いしております。

会長 続投は？

事務局 可能性はあります。

副会長 この大綱の案ですが、この付帯意見の中の5番ですね。過疎による人口減

会長
事務局

少や高齢化による自治会組織としての機能ということが書いてありますが、この行政改革委員会のですね、工程表ですね。これはこの中で自治会組織の統廃合をみますと、25年度に検討して、26、27、28年の3月ごろですかね、28年の3月ごろから実施に入るといような計画みたいなんです、皆さんもご承知かと思いますが、錦江町につきましては、県下でも高齢化率の高い2番目というような町村になっているわけですね。そうしたときにですね、こういう28年、29年までですね限界集落がどの程度出てくるのかそこら辺を勘案したときにもう少しこの工程を早める計画は無かったのか、そこ辺りを聞かせていただきたいと思います。

答申案の方ですか？それでは答申案の説明をしてください。

それでは、答申案のほうを説明いたします。答申案について、会長とご相談しながら作らせていただいたわけですが、まず、行革大綱案につきましては、読みあげさせていただきます。

(答申案読み上げ)

答申案については、読みあげさせていただきましたが、今申し上げましたとおり付帯意見としまして当委員会で議論していただいた非常に重要な項目について委員会の意見ということで記入させていただいております。

副会長が言われました5の付帯意見のところですが、資料の工程表の④にあたります。25年度から早速できることから支援していきたいということで、25年度からの実施ということで考えております。

事務局

副会長がおっしゃるとおり 25 年度から 29 年度まで長い期間もうちょっと短く短縮してすべきではないかというご意見だと思いますが、一部ですね、まだ予算は通っておりませんが、25 年度から 3 か年間、自治会の統合を推進を図ろうということで、自治会統合に対する補助金をそれぞれ自治会に出すようにしております。まだその補助金を受けた自治会はどこもないんですが、自治会統合を前提とした話し合いを、協議会なるものを設置したら 1 自治会につき 3 万円ずつ、自治会統合の話し合いを促進するために補助金を出す制度がございます。それを 25 年度から 3 か年に限って、倍の 6 万円にしましょうと。その協議会は性質上 2, 3 ヶ月で話し合いが決まるようなものではありませんので、当然のことながら自治会統合の協議が出てから統合するまでは 2 か年ぐらいいかかるだろうということでこの協議会の運営を 2 か年もらえるようにしてあります。それを推進するために 25 年度から 3 か年間自治会統合のための協議会の運営補助を 6 万円にします。ですので、例えば 2 つの自治会が自治会統合に向けて協議を始めると、初年度にそれぞれの自治会に 6 万ずつ、次の年に 6 万ずつ。運悪くして協議がうまく整わなくて実現できなかった場合も基本的に合併するためでなくて、合併の協議をするために補助金として出しましょうと。現実問題として、大原地区がですね、10 の自治会をいっぺんに統合しようというような話もあるんですけども、なかなか意見がまとまらずにですね、やっぱりしないというような意見があったりしますので、市町村の合併と同じように近所隣りだからすぐできるじゃないかというような雰囲気もあるんでしょうけれども、やっぱり統合となるとなかなか思うようにいかないのを感じているところです。制度としては、副会長がおっしゃるように、自治会統合に向けた環境整備は進めていきたいと思っております。

あと、地域担当職員制度というのがあるんですが、これも自治会統合を検討しているという集落を優先的に、職員をその自治会に応援という形で、そこに勤めるわけではありません。もちろん役場に勤務をしながら例えば夜の会合に要請があったら行って、色々説明したり、そういう意味での支援をやりますということです。

もう準備はされてるわけだな。

一応ですね、今 3 万円の補助金制度というのは去年から補助金要綱の中に入れました。で、25 年度から金額を倍にして自治会統合を検討している職員配置が 25 年度から一応したいと考えております。現在、24 年中にですね、これはあくまでも自治会長さんの個人的な判断だと思うんですけど、自治会長さんにアンケートをとった結果、自治会統合を検討しているというのが 7 自治会ありました。で、検討したいけど進め方が分からないというところが 15 ぐらいありました。ですからやっぱり 20 そこそこの自治会の方々は自治会統合をしたいという意向があるということを確認しております。ですので、このアンケートを年度が変わった新しい年度になった頭でもう一回アンケートをとりましてそれに基づいて、職員の配置を検討していきたいと考えてお

副会長
事務局

ります。

副会長 せっかく担当職員制度の充実ということで地域にそういう説明を入れてするんであれば、その職員が一生懸命やれば高齢化が高い自治会については、昔からの色んな経緯があって、なかなか無理なところもあると思うんですよ。ですからそこ辺りは担当職員の進め方によってはスムーズに行く自治会もあると思うんです。そういうことで、一生懸命頑張っただけであれば、今後、防災等の色んな計画もされているようなんですが、そういうことともつながってですね、若い者が多ければそれなりの防災体制もできると思いますけどね。今、高齢化の多い限界集落くらいの自治会についてはですね、防災計画をいくら作ってもですよ、役に立つような人材がないんじゃないかなど。我々の集落につきましても、70以上がほとんどなんです。そういうことから考えると早めこういうのは進めていただきたいと私は思います。他の委員の方がどう思われるか分かりませんが、私はそのように感じていますので、一つお願いしたいと思います。

会長 どうでしょうか。付帯意見のところは速やかに実施すると入れましようか？

副会長 私はその方がよいと思います。町長の考え方もあるでしょうけど。答申の内容に入れていただければありがたいと思います。

事務局

副会長 町長の意見ではなくて、委員の皆さんの意見です。

副会長 入れられなかったらそういうのを念頭に置いてやってもらえれば。

会長 速やかに統合を進めると書くところとちょっとまた問題があるかもしれない。

副会長 こういう意見があったということでもいいんじゃないですか。

会長 速やかに統合を進めると書くところとちょっとまた問題があるかもしれない。

副会長 こういう意見があったということでもいいんじゃないですか。

会長 それでは、議事録に残すということではよろしいですか。

副会長 それと一緒にですよ、統合もですが、区割りをですね、道路あたりで自治会をきちっと道路で区切っていくようなその整理も必要じゃないかと思うんです。入れ混じっているんですよ。宿利原校区の牧原とか協和とかあそこ辺りは自分たちも分からないことも多かったですね、ああいうのも道路で自治会を区分するとかそういうやり方も検討していただきたいと思います。

A 委員 そういう中には、昔からの流れがあってですね、簡単にくくれない部分もあるんですよ。副会長が言われた自治会統合なんか、私たちの地区でも本当、公民館として進めていきたい部分でもあるし、10戸数以下の限界集落が2集落ありますから、そういう部分でさっきも話が出ましたように速やかにというのはなるべく、公民館でも考えていけないという話もありますから、やっぱり地域の皆さんと一緒に話し合いながら速やかに進めていってもらいたいと思います。

町長 自治会統合は本当に差し迫った状況だと思うんです。みんな話し合いをするときにはですね、統合しないといけないなという話が出るんです。出るんですが具体的にやりませんかといって、大原でも公民館単位でやってしまお

うかということで始めたんですけど、具体的に始めると、いやうちはいいという総論賛成各論反対みたいな形ですね、やっぱりそれが行き詰ってしまうという状況なんです。そのまま任せておくわけにもいかないからということで補助金をつけたり、地域担当職員を派遣したりというような形をとらないといけないということで始めたところなんです。私の集落も小さい13戸数位の集落なんです。年度替わりになると自治会長になり手がいないんです。だからこういうことだから統合をしようよという、いや、それなら誰かなるとかいつてですね、やってるわけです。人によっては小さな集落まで自治会長手当をやるからいかんのだという、それをやめろという意見も最近出てきたようなんですが。だからやはり意識改革から始めないといけないんだらうなと考えています。

副会長 　だから公民館といった組織を利用して、常に日ごろから補助を出してあるみたいなんです。ああいうのを基本にそういう自治会長さんがみんな集まるわけですから、今年はこれを事業計画としてできるところからやっていきましょうというような話し合いでもしていけばですね、自治会長が合併しないといけなくなるよというようなことを各自治会に帰って話せばですねそれなりの意見が出て、これならいけるなというような。そこ辺りを担当職員が聞いていけば、これは行けるんじゃないかなとあれも出てくると思うんですよ。だからそこらあたりを地区公民館ですか、そういう中で最初にやって行っていただきたいというふうにすれば、何かまとまりそうな気はしますけどね。そういうふうになった方がいいと思うんですがね。

A 委員 　副会長が言われたように、町から進めるのではなくて公民館で現状が一番地域住民が分かっているんですよ。その中でやっぱり話し合っただけの方がスムーズに話も行くと思うんですよ。今年の課題として自分たちの地区もそういう話を年度計画で持っていこうと思っているんですけど。

H 委員 　よろしいですか。この自治会の統合につきましては、本当に高齢化だとか、過疎とか考えていくと自治会長さんになり手がいないとかそういったところでは、本当に進めなければいけない問題だとは思いますが。ただ、大綱案の方にも盛り込まれているとおりに統合が自治会の活性化につながらなければ意味がないと思うんですね。というところでは統合によって実際、今集落、少ないところの一番端っこに住んでる人たちが切捨てにあってはならないというか、そこまできちんと細部に情報が伝わったりとか、そういったところが活性化につながる統合であってほしいなというところは思うところです。ついては、実施計画等のところで行政の方で盛り込んでくださるのだとは思いますが、そのためには、決して住民がその合併、合併という中で何がメリットで、どこがデメリットなのかというのを住民が今分かるかと言ったら、ただ自治会長のなり手がいないとか、もうここでは成り立って行かないとか、それぐらいしか情報として持っていないのではないかというのが実際自分の集落をみて思うところです。というところでは、そういった職員の方々がそういった場には来ていただけるというところではありますが、その職員

の方々がどれだけ引っ張って行けるかというところでは、職員の方々の研修であったりとか、提案だったりとか、企画力の問題も出てくると思うんですね。だから是非この合併に当たりましては、ただ高齢化、過疎化というところではなくて、この大綱案に盛り込まれた活性化という、活性化していくための統合であって欲しいと思いますので、是非そこらへんを少しメリットだとか、デメリットだとかきちんと住民の方々が分かるような提案を行政からしていただけるとすごく有り難いのかなと思うところです。

事務局

ちょうどですね、市町村合併が 17 年にあったんですけど、それまでに町同士が合併するには最低 2 年間くらいの時間が必要なんですよね。一番手っ取り早い話が自治会の名前をどういうふうにするか、公民館の場所を、2 つが一緒になればどこの場所の公民館を新しい自治会の公民館にするかとか、基本的にはそういうさわりの部分から入って行って、最終的には統合しないより統合した方がいいよなというところを少しずつ見出していくと。自治体の合併もそうなんですけど、自治会の合併も合併してエリアはひとくくりになっても住んでいる場所とか家の位置というのは前のままです。だからさっきおっしゃったように、統合して統合する前と何がよくなるのかというところを追及していかないと、ただ行政の都合で一緒になった方がいいとか、役場の誘導で統合されてしまうんじゃないかというところを気をつけないといけないな。役場職員が統合の推進役ではなくて、調整役というような形にしていかないといけないのかなと、そこらへんは十分配慮していきたいと。

副会長
事務局

まとめ役として奮起してもらわないといけないな。職員は。
まとめるというのは、統合させることを目的ではなくて統合したらどういうことが良くなるよということを住民の人達に分かってもらうような推進というか。

副会長

地域に色々な事情があって隣は協和、隣は牧原というような地域があるわけだから、そういうところはともかくとして、私の地区については、大橋上、下なんです。公民館も一つなんです。子ども会、老人会、みんな一緒ですよ。大橋長寿会、大橋子ども会となっているわけだから、そういうところから先に話をまとめていくようしたら私はスムーズに行くと思うんですけどね。役場の職員の人たちは心配するかもしれないけど、今高齢者がほとんどだんだん自治会なんかの総会にも出てこないし、若い人達の意見でまとまって行くような気がするわけですよ。だからそこ辺りは難しく考えれば大変なことだと思うんですが。

事務局

公表はできませんけど、役場の方でも何処と何処と、というようなのは目途は付けております。ただ、なかなか、なんでうちなのかというのがありますので、そこは、住民の意思と、自らこう……

副会長
事務局

馬場地区公民館連絡協議会とか……
いまおっしゃるように公民館でそういう取り上げてもらって、公民館のほうでこことここは一緒に話し合いを進めたらどうかというふうにしてもらえ

	るとすんなりと行政も・・・
副会長	だれか中心になってやる人がいないとなかなか進まないわけ。だから運よく今度役場職員が配置されるわけだからその人達为中心になって自治会長と相談しながらやればなんとか、鳥井戸なんかは1, 2, 3が一緒になった。だれかがまとめ役がおればあんなになると思うんですよ。頑張ってください。
会長	答申案のところですけど、5のところ、ちょっと考えさせていただいて、速やかに支援が必要というような文言を入れたほうがいいかもしれませんね。かなりここまで皆さん議論があるし、それから活性化につながるというご意見をいただいたので、少々表現を変えさせていただきたいと思いますが、時間が無いですし、一任していただければ事務局と考えながら積極的に変えさせていただきたいと思いますが。そういう形の取扱いでよろしゅうございますか。
委員一同	はい。
会長	では、Aさんご意見ないですか。
A委員	今日で3回目の会になるんですが1回目欠席して、内容の方もあんまり分からなかったんですけど、2回目の委員会に出て、今日の資料なんかをみてみますと、反映された本当よくまとめられた内容になっていると思います。これを進めていってもらいたいと思います。
会長	Bさん。
B委員	前は都合がつかずに欠席してすみませんでした。大綱とガイドラインですけども、何回か揉んでらっしゃいますし、ガイドラインに基づいて民営化した方が財政の方も削減になると、住民サービスも継続できると、それから住民の方にも理解してもらえらるということですので妥当じゃないかなと思います。
会長	Eさん。
E委員	最初、行政改革推進委員会ということで、委員になってくれんかという話がもらったんですが、あまりにも幅が広くて何をやるんだというところが分からなくて、段々会が進むにつれて、こういうものなのかということがやっと分かってきて、今まで議論した中で色々取り上げているんですけど、今度のあれは、とにかく民営化ということが財政が苦しい中で民営化の方向に行くというのが色んなあれではなかったかと思います。ひとつこの今まで、公民館長として公民館に役場の職員を2人あれしているんですけども、何か報告を求められたりするんですか。今まで職員を割り当ててるのを見ながらですよ、自分たちは誰と誰だったかと、それで何かこうあれば役場からも自分たちもその話しかけていけないのがあれなんですけど、役場の方からも何かあったかというのを聞いてもらえればいいんじゃないかと思うんですが。
事務局	今、課長さん達を各公民館に2人ずつ10地区に配置をしているんですけど基本的に公民館の総会とか、その時ぐらいしか顔合わせをしていないのが

実情です。ですからどっちがいいのか分かりませんが、基本的には公民館の方から色々な役員会があったりとか、検討会をするときにオブザーバーみたいな形でちょっと来てくれんかとか、声かけをしてもらえば、職員の方から公民館長にどういう形で携わって行きますかというようなやり方ではなくて、公民館の方から遠慮なしに、今度球技大会をするからちょっと見に来てくれんかぐらいでもいいでしょうし、役員会をするときにちょっと出てきてくれんかとかというので、職員とうまくコミュニケーションをとって行った方が良いのかなと。意外と、課長さんたちは地域に割り当てをしているんですけどなかなかそういうのがあまりないみたいですね。何回かはありましたけど。馬場地区で集落ごとの話し合い活動をするときに、私も1週間呼ばれてその地域の集落の公民館で、一緒に参加したことがありましたけど。今回、自治会単位になるともっと密接なつながりができていくのかなと。

E 委員
会長

わかりました。今後はこっちからもまた話しかけていきたいと思います。他にご意見ありませんか。大綱とガイドラインができておりますけど、大綱案及びガイドライン案、こちらについては、承認ということでよろしゅうございますでしょうか。

委員一同
会長

はい。
ありがとうございます。次に答申の方でございます。答申は委員会からあげるということになっておりますが、先ほど付帯意見の5のところ、行政改革大綱の自治体の問題について、かなりもうちょっと強く付帯意見をつけた方がよいということでございましたので、修正を私の方に一任していただいてという形で、後ほどまた送付させていただくと思いますが、そういう形で暫定的な承認をお願いしたいと思います。こちらのほうも文言が条件等という修正も入れたうえで民営化のガイドラインの答申も承認していただければと思いますが。民営化のガイドラインは読み上げたのかな。

事務局
会長
事務局

民営化ガイドラインはまだです。
それでは呼んでいただいて、それから承認ということで。
それでは、公共施設ガイドライン案についての答申でございますが読みあげさせていただきます。

(答申案読み上げ)
会長

以上でございます。
付帯意見がかなり民営化ガイドラインの方は、我々委員のそれぞれの思いがそのまま書いていただいておりますので、まとまりが悪いんでございますけれども、行革委員会としての意見としてはこういう形で列記的になりますけれども、書かないといけないものかと考えております。5項目付けるという形で答申にしたいと思いますけどいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

委員一同
会長

はい。
それでは一部修正を含めて、承認ということで。
それからその後自由討論と書いておりますけれども、みなさん懇親会の

前にいろいろご意見あるとおもいますので。

先ほどありましたように行革委員会何をするものぞ、という心配されてる方多いと思いますけれども、それについて私がまず最初に口火切りたいと思いますけれども、今日大綱つくりましたけれど、これからが我々の仕事なんです。これを本当に行政がやっているかどうか、をチェックする機能が一番面倒、行革委員会の仕事ということになります。

たいてい行政のほうは 100 点満点を出してくる。「もう十分にやっています」というように、そういう資料を出してくるんですけど、それをバツをつけるのが我々の役割で、「これは嘘だろう」というところを、資料を出させながら評価していくというところがこれから仕事になります。

次からが大変だというふうに思っただけだと思います。錦江町の行革、今回こういう風に手伝わせていただいたんですけど、シンプルかつ明確な行革大綱になったかと思えます。これをもとにアクションプランが出てくるわけなんですけど、その行政のほうも動きやすいというか、目標が非常に明確になっていますので、いっちゃ悪いですけど鹿児島市なんかかなりますと、目標が 5、6 本書いてありまして複数からんでいてみんなどこを指摘しているかわからないということになるんですけども、必要なことを行革としてあげてきた、という結果がこういった形になったんじゃないかと思っております。非常にいい行革がこれからできるんじゃないかと思っておりますが、これから役場職員に騙されないようにしなければならぬと覚悟してこれから、あと 1 年ございまして、任期中頑張っただけだと思います。

私はそれぐらいの意見しかないんですけど、また F さんから、どういう質問してもいいですから。

F 委員

この文章に、平成 27 年度から 32 年度にかけて、段階的に交付金が当初 5 億円くらいは減るんだという話でしたよね。やはり 5 億くらい減るんですかね。全然見当つかないんですか。

事務局

F 委員のおっしゃるとおり概ねそういう予測を立てております。ホワイトボードを使ってよろしいですか。

17 年度に合併いたしましたして、27 年度までは地方交付税といいまして、本町で 36 億円くらいもらっているんですけど、それが市町村合併したところは上乗せしてもらっております。合併後 10 年を経過しますとそれが段階的に減らされまして、平成 32 年度には合併の恩恵といいますか、上乗せ分が全くなりまして、いま F 委員がおっしゃったとおりこの部分が約 5 億円程度ではないかという試算をしております。

ただし、民主党政権時代は地方交付税少しずつですが増えてきていたんですけど、政権変わりましたして早速平成 25 年度で今の水準がちょっと下がり気味でございまして。地方自治制度が民主党政権の場合は、1 丁目 1 番地と言われておりましたが、自民党になりますとちょっと変わっております、お金の配り方も公共事業主体になっておりますので、今後どう推移するかは非常に微妙なところではあるんですけど、計算方法の概略としましてはこのような形

副会長 になっております。

副会長 合併の関係で5億下がるわけだが、今度地方公務員給与の改定があるわけよな。あれに基づいた交付税の減額というのはいくらぐらいになっているのか。錦江町で。

事務局 約3,500万円程度です。減額が。ただし、正式名称ではございませんが、「元気が出る推進費」とかなんとかいう項目がございまして、今まで職員減少ですとか、非常に頑張ったところについては若干上乘せをすると。その差額を加えますと本町でだいたい1,000万円くらいの減額になるものと考えます。3,500万円は減りますけど、そっちのほうで2,000万円くらいは増えますよと。差し引きますと交付税全体の減少額ほどは本町は減らない予定であります。

F委員 国勢調査はいつ

事務局 次は27年です。

副会長 また27年度までのうち合併がいつくれば、またどうなるかわからない。今のような調子なら、また合併がいつくる。これだけ人口が減っていけば。

会長 もう一回合併するっていう話もありますよね。

副会長 もう自由討議とその他まで入ってるんですか。

会長 入っています。

副会長 一緒にいいの

事務局 一緒にいいです。

副会長 今回の第2次の行革委員会の中には、いま答申をしたような内容のもので終わってるんですが、今回のこの諮問の中に学校関係が全然触れてないんですよ。だから小学校の統廃合というのは、全然今のところ頭はないのか、それとですね、私はここに資料を持っているんですが、もう20歳以下がですね、ほとんど減額になっているんですね、錦江町の場合は。増えているのは85歳から94歳までと65歳から84歳までとか、まあ64歳までは人口は増えているようなんですが、あとはずっと減になっているんです。20歳から29歳、これなんかも600名近く1年間で減額になっているという状態なんですよ。こういう環境の中でですね、どうしても子どもは増える見込みはないような気もするわけなんです、そういうことを考えたときに根占なり、南大隅町ですね、それと鹿屋市、高山もだったですかね、小学校の統廃合をやっているんですよ。だから錦江町の場合はそういうことは全然考えていらっやらないのか、この学校別の人口等を見てもみますとですね、大原なんかは5年生は0ですよ。6年生が2名というようなことで。0と等しいような数字の学校が多いような気がしますよね。こういうようなことを考えたとき小学校の統廃合、これを町長はどう考えていらっやるのかお聞かせ願いたいと思います。

町長 小学校の統廃合についてはですね、結論から申し上げて、私はできるだけ統合しない形で行くべきじゃないかと思っています。南大隅町の例なんかを見てもみますと、本当にひどい状況で、これは統合しなければいけない状況だ

ったんだらうなということがよくわかるんですが、佐多のほうが何校ですか、佐多に1校、根占に1校というような形で、その佐多で統合された学校についても何年か後にはすぐ複式になってしまうというような状況だと聞いています。ところが錦江町ではまだそういう状況ではないのではないかと。10年後のシュミレーションまで見たときに、まだそれほどは減少しないということで考えております。その地域からとか、みなさんがどうしても統合しろということであれば検討していかなければならないと思うのですが、今のところは、統合すると地域が寂れてしまうからやはり統合しないほうがいいんじゃないかというのが、まだ大方の意見だろうと思っているところであります。統合してしまいますと子供のいる若い世代が、大根占にきて住んでくれればいいのですが、鹿屋とか鹿児島へ出て行ってしまうというような状況になってしまうのではないかと。ですから大方の意見が統合しろというお話にならないうちは何とか今の状況を支えていかなければならないんじゃないかと1思っております。

副会長

また、大原などは一時9名という状況になってしまったこともあるんですが、あそこに定住促進住宅を作って、今また20名くらいになっています。

町長の言われるのはよくわかるんですが、これが今でさえも宿利原小学校、池田小学校、これは複式ですよ。そうした場合は、子どもが複式のために学力が落ちるということはないでしょうけれど、やはり競合してやればですね、学力も上がってくると思うんですが、そこらあたりの懸念はないんですかね。学力低下につながるというような、子どもが少なかったら競争心がなくて学力が落ちてくるんじゃないかというようなことは心配する必要はないんですか。

町長

今のところはないようです。逆に少人数だと先生方の目がよく届いてですね、家庭教師に近いような状況にまでなっているところもありまして、それほど学力の低下は心配はないんじゃないかと思っております。ただ、集団的なスポーツと一緒にできないという面がありますので、その点は交流学习なんかで補っていけばいいんじゃないかなというふうに考えています。

会長

昨年、高校の統廃合を私はやってみましたけど、高校と小中学校では条件が違って、うちの教育学部の学生、教員養成してますけど、彼らは複式学校の教育の方法を習っています。ほとんどが鹿児島の場合赴任すれば複式学校に行くのが当たり前になってきていますから、その中でいかに成績を伸ばすか、下げずにやるかというのを全国で先駆けてやって、そういう意味ではうちの大学の自慢の一つにもなっています。ということをやっていますのでそこはあまりご懸念いただかなくてもいいかもしれません。

しかし、高校の場合はですね、人数が減ると教員も当然、義務教育ではないので減っていくんですね。そうすると、科目数が減ってしまいますと、国立に行けなくなる高校がいっぱい出てくるという状態で、そういう意味で、進学先が、大学に行けない高校が現実として、あまり言えないけども、発生しているのも現実です。そういうものを県としてサービスとして提供してい

くかという問題をこの間考えていたんですけれども、小中学校は複式でも、今の学校の若い先生たちは全然違った能力を持って入っているという風に考えていただければと思います。ちょっと余分なこと言いましたけど、どうぞ。

E 委員

いま中学校が統合して、本当地域の活性化というか、本当寂しくなったというか、寂れていくのを肌で感じております。だから小学校までは統廃合というのはもうちょっと考えるべきではないかと思っております。ほかののを削ってでも、神川も今度は 3、4 年生かな、複式学級になるようになってるんですけど、なんとか 16 名で、17 名になれば複式学級じゃないんだそうですけど、一番多い複式学級というような感じにいるようなんですけど、小学校が統廃合されることによって地域の活性化というのは本当失われてくると思いますので、できるだけ最後まで統廃合しないほうがいいと私は思います。

G 委員

ぜひそのようにお願いします。やはり高齢者の方々も子どもさん方がいないとなれば本当に元気がなくなると思いますので、ぜひ残してほしいなというも思っております。

会長

ちょっと行革とは離れましたが、教育問題で。ご自由に。

H 委員

この回に出席させていただいて本当今まで知らなかったことがすごくわかるようになったところではあるんですけど、私も住民として思うことは、大綱なんかによく出てくる職員の方々の定員の適正化とかというのはよく出てくるんですけど、これを私たちが本当に普通の一町民からの目線で考えたときの情報というのは、いろいろ物価も悪くなる、となったときに公務員の、あの人たちは税金で給料が出て、っていうところが、だから減らさんといけないんだよ、という一方的な情報しか入ってこない中で、減らすことでコスト削減というところではか情報が入ってきてないと思うんですよ。実際職員が多いよね、ということは税金をすごく無駄遣いされている、という情報しか町民としては、それは錦江町民だからということではなくて、入ってこない中で適正化をするっていうところは実質は適正化をするのであれば住民の意識も変えなきゃいけないんだよ、と思うところなんですよ。それは、適正化を実際しなければいけない今の状況ではあると思います。それは、町民も今まではそう言いつつも何かあれば役場に、役場にと来ていた体質を、そこを適正化をするならば自分たちがしていかなければいけないんだよ、というところの住民の体質、意識も変えていかなければならないと思うんですよ。その中で自分たちも変わっていく、自分たちもやっていく、必要なところ少なくなって役場の人たちは適正に動いてもらう、というそこが必要かなと思う中で、そのこの住民の意識改革というところの勉強する機会というものもこれからは必要になると思うんですよ。たぶん住民は税金が職員の給料は税金から出てるから減らさんといかんど、くらいの認識しかなくて、その適正化、適正化というのは、すごく住民サイドのレベルというのはそういったところだと思うので、そのためには自分たちも痛みを被るんだよというところでは、それをどう変えていくというところの発信するものというか、住民も共同で考えていく勉強会というのか、そういったのをしていただければと私

も一住民として思うところです。その中できっと、今まで錦江町であった自治会の機能というのどこか都会化してしまって、しかも寂れてきて、自治会の機能を発揮しなくなっているけど、今でこそ自治会の機能というのは発揮すべき、強化するべきところだというのは日々思うところなので、役場の職員の資質と併せて住民の意識改革を勉強するという機会というのをぜひ行政の側から提案だったりとか、また住民側からも起こしていかないといけないのかな、というのはすごく思うところです。

あと、そういったサービスによって先ほども自治会の合併等につきましても、職員の方々を配置していただけるというところではあるんですが、私たちも一会社員として日々職場の中では言われてることなんですけど、派遣される職員の方々の資質が同じじゃないといけない、と思うんですよね。そこをきちんと底上げを図っていただいて、どの職員が行っても同じ情報を共有できたりとか、そういうところのバックアップを是非していただけて、どの職員が配置されても同じレベルで話ができ、同じ情報が手に入るという機会が、私たちも本当に職場で言われていることなんですけど、思うところです。

住民も意識改革をしていかないといけないんだよというのを是非発信だったり、私たちからもまた発信をしていかなければ、本当に皆さんもご存じのとおり錦江町というのは県下で2番の高齢化のまちということが、そういった福祉の部分でも国の施策の10年先を走っていると言われている中で、きっとこの町がうまくいけば日本はうまくいくのかな、というくらい自分たちは福祉に携わる者として勉強を、日々思っているところではあるんですけど、住みやすい町というのが是非錦江町であって欲しいな、と思うところでは、本当に自分たちも役場の定員を減らすことは自分たちも痛み分けなんだよというところをみんなで勉強する機会を得られたらと思います。

会長
事務局

事務局として

ありがたいお話だと思います。

先ほどの行革の中にも人材育成とか人事評価とかっていうのが、じゃあ何のために人事評価をするのか、職員からは当然のことながら職員を点数をつけたりとかABCで評価をしたりとか、そのことによって最終的にはボーナスにまで反映をさせるとか、そういうことをすることによって、じゃあ職員がどうなるのよ、地域がどうなるのよ、というのを職員からよく言われます。基本的には職員の意識啓発をする、先ほどおっしゃったようにどの職員がきても同じレベルの対応、サービスができる、基本的にはそれを目指すために人事評価とかというのを当然導入されるべき、一応今年から25年からそれをやるようにします。いま訓練中です。その訓練も同じような評価をしなきゃいけない、まず自分自身で自分を評価して、それを例えば町長に見てもらって1年1回、極端に言えばABCDが決まるという、最悪の場合はEとかDとか判定をもらったらボーナスに影響が及ぶんですよというな、そういう制度もしますので、そういうことをしてるんだよということはある程度逆に

住民にも情報として流すべきであろうと思います。そうすると住民自身も「あー、役場の職員が人事評価までして業績評価・能力評価とかいろいろ評価の仕方はあるんですけど、そういうのまでしてる、学校の子供たちと同じようなことをされているんだな、じゃあなんでそこまでするんだろうか」というのを住民が考えるように、そのためには例えば役場でしていることも情報として流すべきだろうな、と。極力これからそういうのを今から流すようにしたいと。

手前味噌ではありませんが、去年、一昨年から原発事故の関係で夏場の電気代の削減をしました。何名かの方はご存じだと思いますけど、家に比べて夏場は役場は暑いんです。昔は「役場に行けば涼しいぞ」という時代でしたけど、今は「役場に行けば暑いぞ」。ある住民の方々からジュースをもらいました。「役場の人たちは暑いのにエアコンも使わずに。ジュースを飲みなさい」と届けてもらったということがありました。特に今年からは冬場ももってしまして、正直なところ今年は冬場暖房はほとんど1回も使っていません。この前予算委員会があった時にもちょっと情報として出したんですけど、対前年比20%の電気代の減少でした。2年前660万円年間使っていた電気代が、540万円に減ってきました。22、3%くらい。当然のことながら10月とか11月とか、4月とか5月というのは2年前とほとんど変わらないわけです。6,7,8それから12,1,2というのは2年前、3年前からすると20%以上減っています。

そういうことも、手柄じゃないんですけど、そういうのをやってるんだよ、というのを情報として住民の人たちに流すこと自体が必要なんじゃないかなと。褒めてもらおうとか、そういう意図じゃなくて、現実的なことをやる、当然のことながら町長と語る会では「役場の給与の平均が600万とかなんとか出てるけどあれは本当ですか」、あれも国の制度上年に1回は公表しないとイケないわけですが、「そうですよ。」「民間企業にしたら役場の人たちの給料は高いですね」というのは当然言われるわけですよ。だから、言われるからこそ、じゃあ、どういうサービスを提供できるか、そういう人材に育てていくかというのは、私たち総務課の仕事です。その一環として、人事評価もやる、エアコンも極力使わないようにする。そういうやり方、あるいはやっていることを情報として流していく。そうするとH委員みたいに、住民も「側溝が詰まったぐらいは自分の目の前だからスコープであげようか。一回一回建設課に電話をしないで」「猫が死んでいるから片付けに来い」とか電話をしないで、引いてあげようかな、とか。そういうような状況になれば本当に住みよい良い町になるのかな、と思っています。

副会長

いま事務局がいろいろ話を言われたんですが、なるほど人事評価というのは大変なことだと思うんですね。我々の時代にもそういうのは話があって、そこまでやる前にですよ、参考になるかどうかわからんけれども、行政に対するアイデア募集というのを全職員にアイデアを出していただきました。その中で町長等が行政に対してのアイデア、「こういうことをこうしたら良いんじ

やないか」というようなこと等の報告をもらって、それによって町長が判断をして、優秀なものには記念品をやったりして、そういうことをやった時代もあった、事務局はわかっていらっしゃると思うんですが。今のように人事評価をして ABC いろいろつけられると思うんですが、納税関係を見てみますと、税金、ものすごく未納が多いですよ。税務課に行った職員がですよ、だんだん未納が多くなると職員の努力が足りないということで判断基準にもなってくるんですが、税務課の職員はかわいそうじゃないかなと私は思いますよ。だからこれは国民の義務だから、納めるのは。納めるのは当たり前なんです。今の社会環境がこういう厳しい環境ですので、税金まで払ったら食えないという方等もいらっしゃると思うんです。そういう方等を対象にして税金が少なくなって、議会からはどうだこうだと言われて、町長はそれが良かったと言われて、ボーナスでもなんでも別な職員と同じように支給することになるとですよ、大変じゃないかな、と思うんですが、事務局そのあたりはどうですか。

事務局

いま税金の話が出ましたけど、税金を徴収が高かったから業績が高いとか、徴収が少なかったから業績が低い、というそういう評価じゃなくて、例えば滞納者がいたら滞納者にどういう働きかけをしたか、業務をしたかというのが評価に値するわけです。例えば、どうしても払えない人はたぶんいると思います。例えば、私がどうしても払えないところの担当になったら、何回行ってももらえないわけですから。こっちは1回行ったら10万円パッと払ってくれば業績が上がるわけですよ。だけど、徴収した金額で評価をするんじゃないで、私が3軒に週に3回ずつ行きました。電話も4回しました。夜も1回行きました。例えば、そういうのを業績として残す、それに対して評価をするというようなことです。当然のことながら、見た目では去年より滞納者が少なくなったというのは相対的な評価というのは、税務系のチームとしては、去年より業績が上がったな、と。でも、個々でみるとあなたのところの税金は滞納が去年より増えてるけどこっちは100%だね、と。100%だからお前は業績が上がったから偉いというそういう評価ではなくてですね。ここに目標を持たせるようにするわけです。

例えば、住民化の窓口だと目標というのがなかなか見つけにくいんですよ。税務課だったら徴収率を上げるとか、100%にするとかありますけど、窓口の人たちは何を目標にするかという、例えば、お客さんがたくさん来た時に3分以上待たせないとか、待つようだったら空いてる職員にちょっと手助けをしてもらうとか、そういうのをですね。業務によってなかなか違うんです。そういう風にそれぞれの職員に目標を持たせる、その目標に対して、例えば課長さんあたりが「お前はこういう目標だから頑張れよ」といって、1年経った時にこの目標が達成できたか、「達成できました」「達成できなかった」じゃあなんで達成できなかったのよ、徴収率を99%といっても97%しかできなかった、なんでできなかったのよ、何回も行ったけどどうしてももらえなかった、何回行ったのよ、というのでその職員の評価をする。そうい

副会長	<p>う評価の仕方です。</p> <p>そんな評価もあるわけよ。その評価もあるんだけど、その職員によって相手と1対1で話し合いをしてですよ、説得力のある話し合いをやればいいんだけど、「今日はないよ」「ああそうですか」と帰ってきて何回行ったとそういう報告でもあまり意味がないような気がするけど、そのあたりがいろんな判断に難しい面があると思う。我々も経験としてですよ、商店街に行ったらその店に行って売り上げをもらってくるような職員もいたわけだから、そこまで職員がするのかどうか、そのあたりの貢献度やな、そういうのにはたくさんくれていいのよ、そういう職員には。だから、難しいですよ。</p>
F 委員	危険性もあるしな、これは。
H 委員	<p>うちの病院も実は人事考課は始まっておりまして、右往左往してるところです。いま税務課の話が出てますけど、行った時の能力の問題だと思うんですね。ここでお金をもらえるかどうかというところをどれだけ、実際もってきたではなくて、もらえる能力の高さを上げるものであって、そういうところだと思います。実質私たちも今やっているんですけど、だれが大変で、末端の職員よりは一番トップが大変であって、要は評価をする、この人から評価をされるここでは、末端の職員では、例えば課長さんたちが一番みんなから見られてるといふか、この人から評価を受けるところでは一番プレッシャーが高いのかなというところを思うところです。おそらく人事考課というところでは、鹿銀さんとかはすでに実施もされていらっしやって、本当にプロフェッショナルなところなので是非ご意見を伺えたらと思います。</p>
B 委員	<p>支店で完全に分かれていますので、支店単位の評価ということで、それぞれノルマもちゃんとありますし、事務処理の間違ひとか、そういうのでデータとしてできますし、店をよくまとめたかと、みんなと一緒にやったかとかその単位ではうちでは評価ができています。ボーナスとかそういうのと影響があります。</p>
副会長	<p>総務課長が大変やっど。組合が了解すればいいけど、組合とは終わっているの。</p>
事務局	<p>はい、今年がですね、概ね 45 歳以上と課長さんたち。26 年度からは全職員です。一応課長さんたちが 1 年に 2 回職員に今年の目標は何かとか、半年たったら半年間の間の目標がどの程度できたかとか。1 年に 1 回は能力評価と言って、これは業績ではなくて本人の能力そのものを評価する。1 年間の間に役場から提供する職員研修というのがありますので、研修に行ったのか行かなかったのか、というのも当然その評価の対象になります。</p>
副会長	<p>だから東京市場とか福岡市場、いろんな市場関係に経済課の職員を派遣されますよね。1 年してあるいは 2 年して帰ってきますのよね。その職員等を販路拡大のための研修にやるんじゃないんですか。錦江町から一人出してくれといったから人をやって、帰ったらその人が販路拡大につながるような生産者との調整をしたり、農協との調整をしたりして、地盤産業を高めていくというようなやり方のために研修に行くのか、ただ人材だけをやってくれと</p>

言われるからやるのか、そうした場合、せっかく研修をして帰ってきた人が部署外に配置になって勤務しているというような実態もあるわけですね。そこらあたりも今後はそういう研修をさせた以上は何年かはそこにおいて、販路拡大、どうせ経済課が主体になるだろうと思うのですが、そういうのは2、3年はそこにおいて様子を見て、「この職員はやはりやり手だな」というようなこと等がわかってくると思うのですが、そういうのはどんなものでしょうかね。いつも私たちはそんな、町民から聞かれるわけですね。「あの人はあそこで研修したのに、戻ったら建設課におる」とか、いろんな話を聞くんですよ。何のために研修に行くのよ、と。町の無駄遣いじゃないか、というようなことも言われるもんだから、こういう場でこんなことを言うのは失礼なんですけど、そういう声もあるということで今後検討していただければいいんじゃないかと思います。

事務局

職員研修、研修という名称ですけど、専門的な技術をマスターするための研修と職員としての能力、例えば土木技師さんとか看護師さんというのは特殊な技術ですけれども、役場にそういう職員というのは数える程度しかいません。それ以外の人たちの研修というのは、基本的には技術をマスターするというよりも、その本人の能力を上げるための研修です。例えば、町村会に行ったり県庁に行ったり、場合によっては過去に大阪の事務所に行ったりとかしたことがありますけど、結果として大阪の市場の事務所に行ったにしても、その人は市場のノウハウを勉強するために行くわけではありません。結果としてそういう情報を得ることはできますけど、対外的な人間関係とかそういうののスキルをアップする、結果としてはそういう能力が身につくということもあります。当然のことながら、帰庁した時に、「じゃあ、市場に行ったからお前はずっと経済課だぞ」という人事配置というのも結果としてはできない、できないことも当然ありますし、そうすると、人事配置をしていく中では、どこに研修に行ったことがあるからどこだよ、という配置の仕方というのはなかなか難しいのかな、と思います。

会長

公務員で必ず出る問題ですね。県が一時期専門職制度を入れて、専門の福祉の方とか入れたんですが、この方が年を取ってくると上にあげなきゃいけないけどポストがないんですよ。で、いろんな工夫しながらいろいろ作れども、結局その人にとっては専門職になったことによって出世できなかったという不幸な事態になっちゃうので、大学でもいろいろ研修出すんですけど、結局は能力とは違うところに行っても上がってもらわないと、本人にとっても不利益になるというジレンマになってしまうのが、今回の悪いところかもしれないし、どんどん公務員の活動増えればいいですけど増えない状態で専門知識の研修とは厳しいかもしれませんね。持った中であの人なら聞いたらわかる、というような形で使うという前職でそういうことをやったという人を見つけて人事課がうまくなんかの時に使うという形しか、今の大学もできてないくらいの状況ですね。実際、2,500人いるんですけどその組織の中でもうまく回せないという状況です。私も吉田の研修センターで20何

年間公務員を教えたんですね。だけど、やっぱり一般的な行政マンとしての知識というものを身に着けて、それを「こういう風に使えるでしょう」と「こういう課に行ったらこういう風に使えますよね」という言い方のゼネラリストで、一般的な職員としての能力をつけるのが精一杯という感じです。だから、H委員がおっしゃっていた、いま鹿児島県が、言っちゃいけないけど阿久根というとんでもない、片方でいうと正しいと言えば正しい、極端なことをやった市町村があって、徹底的に職員を叩いたわけですよ。公務員を叩きまくって、逆らったらすぐ減給だとか、解雇だとかやっていった中で、あれは一つの正義ではあったんだけど、実際自治体として公共サービスがうまく提供できたかというのと違ったと。結局は補助金ばらまきで終わってしまって、職員たちのサービス、本来のサービス、公僕としてのサービスは機能を落としてしまったというのが言われている。ついつい行革というのは、全国的な風潮は阿久根市長みたいな委員会が多いです。徹底的に行政の方々を「これじゃだめだろう」ということをやってしまいます。もうひとつ行革委員会の役目としては、いいところを褒めるという点があるんですよ。ときどき私がやっている行革の中でも低めに出される時があるので、それを点数を上げてあげると、改定してあげると委員会の役割もあるんですよ。「これいいな」というものがあつた場合には褒めてあげて、この委員会で評価してあげるとするのはひとつの、これは公開しなきゃいけない報告書でありますので。

H委員　　そう思います。決して今の人事考課のことであつたりとか、適正化の問題で、行政というのは私たちはなくてはならないものなので、適正化であつたりとか人事考課を行うことで職員の資質が下がることがあつてはならないというのが一番だと思います。そこを本当に役割だつたりとか住民のほうの意識改革、自分たちも協力しなければいけない、自分たちもそのことで被ることであつたり、デメリット、メリットというのをお互い勉強しあう機会があつたらすごくいいのかなと思います。

会長　　ぜひこの委員会でそういうことができると

G委員　　いつももっともな意見でですね、メリットとデメリットの一番大きなところなんですけど、優しい町づくりとか、本当に自治会あたりで昔に帰るというような形で、隣同士、私たち福祉のほうでいつもあつているんですけど、地域支援というので地域支援で何だろう、というところでいつも、なかなか今地域支援というのが難しいんですね。隣同士でもなかなか。昔は隣同士でお茶のみをしたり、いろいろこうしたり、おばちゃんたちもこうしたりしていたんですけど、いま高齢化もあつたりしてなかなかそれが難しくなっています。自分たちが意識の改革をして隣同士に声を掛け合つて、自治会を一つに、また民間を、ということで、たびたび話し合う機会を、もっともっと統合にしても、話し合つて住民の一人一人が十分理解しあつて、統合へとかこういう風に持つて行っていただきたい。あと、地域の支え合いというので優しい町づくりを目指していきたいな、というのがかねがねありますよね。

やはり、住民の意識改革かな、というところで、ぜひ行政のほうからも働きかけをお願いしたいというところで、同感でございます。

会長

行革の効果、理由、審議内容とかもっと公開していただければ。住民の方々は知らない情報がたくさんあると今日出てるので、もったいないですよ。ぜひともうまく使っていただければと思います。ちょうどいい時間になってきていますけど、どうぞ。

I 委員

給食センターについてなんですけど、町長さんもいらっしゃるので、ちょっと話を聞いてもらいたいんですが。もっと給食センターを、民営化という極端な話ではなくてですね、もっと多角的に利用できないか。いま給食センターは学校給食センターとなっております、学校給食だけの給食センターなんですけど、例えば独居老人への宅配サービスとかですね、それから長期休業中に学生の合宿等を誘致したりするときに、やはり食事の提供とかそういったものが問題になってなかなか進められないんじゃないかなと思って、そういうところで給食センターを利用して行って、錦江町が体育館もあり文化センターもあり運動場もあり、それから中学校跡地利用などもあります、そういうところに大学生とか高校生の合宿を誘致することができれば、もっと活性化を生んでいけるだろうし、そこで食事提供というのがネックにあるのかなというのがあったりして、そういった利用方法は考えていらっしゃらないのかな、というのと、それからもう一つ給食センターの現状としてですね、ちょっと今気になることがあって。ここ2、3年子どもが給食について必ず帰ってきたら「給食が足りない」とか言い出して、あれなんだろうと思って、もちろん中学生で成長期なので食べても食べても足りないだろうと思って、1年くらいは聞き流して、しかも今の子供たちでするので飽食の時代にあって、贅沢を言っているのかなと思って聞き流していたんですけど、とにかく給食が足りない。私もあまり言うものだからなんだろうかと思って、注意して調べてみたりとかしてみたら、その日によってカロリーが足りない日もあったりとかするんですね。どういうことだろうかと思って聞いてみたりとかすると、やっぱり給食費が足りないので本当は5品作らないといけないところを4品作っているとか話を、それはわからないんですけど、噂とかそういう話を聞いただけで。そういうこともあってですね、給食費が足りないからか、と思って、子どもが「給食費を上げることで足りるんであれば給食費を上げてもらって」っていうんですね。うちの子だけだろうか、と思っていたら、今年学級の弁論大会で給食について訴える子がいたというのを聞いて、大体の子がそういうことを感じているんだ、と思って、そこがですね、私メニュー表を持っているんですけど、ある日のメニュー表がですね、ワカメごはん、味噌汁、アジのから揚げ、牛乳なんですね。想像してみてください、「このメニューどう思う、お母さん」て言うんですね。うーん、ご飯も大盛りじゃない、味噌汁も普通の量、アジのから揚げがひとつ、牛乳、「うーん、アジのから揚げにキャベツがあったらよかったね。野菜が足りないね」という話をしたら、「そうですね。なんか足りないよね」というんですね。

それが例えば栄養士の問題なのか、例えばカロリーが足りているのでアジのフライにはキャベツはつけなくてもいい、という考え方でそうなっているのか、それともキャベツが高くて買えない状況にあるのか、それともキャベツを切る調理員がいないのか、その辺がですね、ちょっとなんだろうかと思っ
て。何年か前に給食費を上げさせてくださいというのが教育委員会からあ
って、その時に結構な未納金があってですね、そういうところも影響してき
ているんだろうかと。そうではないと思うんですけど、とにかく食材の高騰に
よるもの、人員が足りない、町が人員をお金がなくて入れられない問題な
のか、それとも単なる子どもの、飽食の時代にあって、贅沢を言っているのか、
ちょっと判断はつきかねるんですけど、そういった内情といったものを見
てもらいたいというか、調べてもらいたいという、ちょっと話が飛んでしま
いましたけど、最初の多角的に利用できないかというのともうちょっと給食セ
ンターの内情がよくわかるように、給食費が足りないんだったら保護者に理
解を求めて給食費を上げてもらうとか、そういったのを検討してもらえら
ばなと思います。

町長

いま給食が足りないというのは初めて聞きました。これは重大な問題だ
と思いますので、早速調査をさせていただきます。

それから、もう一つ給食センターを多角的に利用できないかというこ
とですけど、これはちょっと衛生上の問題から、他の人たちが入るとい
うことであれば難しいんじゃないかなと。あるいは調理員さんに学校給食
以外の仕事をさせるということも難しいんじゃないかなと思うんです。修
学旅行等の受け入れも考えています。考えていますが食事の供給につい
ては、給食センターではなくてほかの方法で考えていきたいと思いま
す。

I 委員

もう一つごめんなさい付け加えて。この前ですね、新聞に錦江町のお茶
を使ってパンを作ったのが給食に出て、それが南日本新聞に出てたかと思
うんですけど、その記事を読んで、「錦江町のお茶を使ったパンだったん
だって。おいしかった」って聞いたら、すぐ返ってきたのが「見た瞬間に
足りないと思った」という答えだったですね。「それは食べてみても足
りなかった。その日のメニューは本当に最悪で錦江町のお茶を使った蒸
しパンとシチューと既成のスイートポテト、それから牛乳だった」って
言うんですね。「もう見た瞬間に足りないと思った」って言うんですね。
せっかく錦江町のおいしいお茶を使ったパンを給食センターの人が子
どもたちのために作って、それが話題になっているのに、当の食べる
本人たちはそういう風にとらえられなかったんだと思って、ちょっと
どちらの側にもかわいそうだったなと思って。そういうことがありま
した。

副会長

そういう意見はPTA会から教育長にやかましくいったほうがいい。町長
に言ってもだめだ。

I 委員

言う機会がなかったもので。1 か月くらいででも町長さんも食べてみ
られたら。

F 委員

足りないのはかわいそうですよね。そのあとまた部活とかスポーツ少年
団

副会長

の活動があるわけだから。

I 委員

おかわりというのはいないんですか。

副会長

ほとんどできないってことです。

I 委員

残っていないわけ

カロリーを見ても足りる日もあるし、大体中学生 700Kcal 以上 800、900 くらいは欲しいんですけど、600 台のときのあたりして、ちょっと波もあつたりするんだけど、たぶん相対的には足りているのかもしれないんですけど、普段子どもたちがそういう風に思いながら生活しているのもちょっとかわいそうかなと思ったりして。この機会に。

会長

議事は以上ですので、このあたりでお返ししたいと思います。

事務局

それでは委員の皆さんは特に発言されることはないでしょうか。それでは、以上をもちまして平成 24 年度第 3 回錦江町行政改革推進委員会を終了いたします。ご苦労様でした。